**みんなで創るバリアフリーの街づくり**

**取組事例集**

～「県民会議からの提案」に関する参考資料～

令和３年12月

目　　　　次

[１　神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議と提案書の作成について 1](#_Toc77328304)

[２　提案内容・取組事例 3](#_Toc77328308)

[（１）バリアフリー教育の充実 3](#_Toc77328309)

[（２）多様な人が住まう「街」への気づきと理解 12](#_Toc77328312)

[（３）安心して暮らし、出かけられる「街」の実現を目指して 19](#_Toc77328315)

[（４）条例適合率・遵守率向上に向けた取組み 33](#_Toc77328321)

[（５）施設の計画段階における関係者の参画 37](#_Toc77328326)

３　参考１（掲載の事例一覧） 41

４　参考２（県条例や国法令など） 43

# １　神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議と提案書の作成について

# （１）県民会議について

県は、少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の制定等、社会状況の変化に的確に対応するため、平成20年12月に「福祉の街づくり条例」を改正し、「みんなのバリアフリー街づくり条例」とした。

この改正では、新たに、県民・事業者・行政が、それぞれの責務(第３～５条)を踏まえて、協働してバリアフリーの街づくりの取組みを進めること(第６条)、障がい者等の意見を施策に反映(第８条)させることや、施策を適時に、適切な方法により検討を加える(第９条)ことを条例に盛り込み、実効性ある条例とすることとしている。

そこで、こうした改正条例に基づき、バリアフリーの街づくり施策に障がい者等の意見を反映するため、県民から幅広く意見を収集し、これを踏まえた取組みを検討する仕組みとして、平成22年10月に、障がい者等団体及び関係団体、事業者団体、学識経験者、県民からの公募委員から構成される「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」が設置された。

# （２）提案書について

第一期（平成22年10月から平成24年９月）の県民会議では、バリアフリーの街づくりの推進につなげていくため、県民意見を収集した上で「ハード整備」「ソフト面」「普及啓発」「優良事例」に区分、それらを具体的な提案が可能な形に整理することにより、県民、事業者、行政が協働して取り組むべきことを「提案」として取りまとめた。

その後、県民会議では提案に基づく取組みを進めつつ、県民理解に向けた情報発信等に取組んできたが、年数の経過とともにバリアフリーを取り巻く状況にも変化が生じてきた。

そこで、第四期（平成29年４月から平成31年３月）の県民会議では、提案内容の見直しを行うこととし、取組テーマごとにその達成度合い・課題等の議論と今後必要な内容を検討した上で、当該内容やバリアフリーの街づくりの進捗状況について、県民アンケートを実施し、それらを踏まえて提案の見直しを行った。（現在の提案の柱は次ページ参照））

# （３）取組事例集の作成について

　第四期県民会議で見直された提案に基づく取組みを広げるため、構成員や事業者・行政等の具体的な取組事例をまとめた事例集を作成することとした。事例は、令和元年12月から令和２年２月にアンケートを実施し、寄せられた64件の事例を整理してまとめたものとなっている。

※事例の掲載方法

現在の提案の取組テーマと提案内容の柱は次ページのとおり（詳細はＨＰ参照）。次ページの柱に沿って、３ページ以降に、事例を列挙している。また、掲載にあたっては、実施主体を次のように区分けして、実施主体順に掲載しているので参照されたい。

〇交通事業者　　　　（Ａ）

〇交通以外の事業者　（Ｂ）

〇当事者・関係団体等（Ｃ）

〇図書館・美術館等　（Ｄ）

〇行政・議会等　　　（Ｅ）

＜取組テーマ及び提案内容＞　　　　　　　　　　　　※右端の欄は取組事例のページ

| 普及啓発、県民運動として重点化を図るもの |  | 取組テーマ | 提案内容 | 事例 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)バリアフリー教育の充実  ～多様性への理解やバリアフリーの必要性、思いやりの心を自然に身につける教育の充実～ | ア　地域や学校におけるバリアフリー教育の充実 | ｐ３ |
| イ　皆が相互に尊重し合う地域づくり | ｐ10 |
| (2)多様な人が住まう「街」への気づきと理解  ～多様な人が住むのが当然の街づくり～ | ア　多様な人が抱える不便さなどへの理解促進と県民への呼びかけ | ｐ12 |
| イ　事例の収集と県民への情報提供 | ｐ15 |

| ハード整備等、一定時間を要するが、可能な範囲で推進を図るもの |  | 取組テーマ | 提案内容 | 事例 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (3)安心して暮らし、出かけられる「街」の実現を目指して  ～日常的な危険回避から、災害発生時にも移動や社会参加が確保される街へ～ | ア　皆が共有できるバリアフリー関連情報の充実 | ｐ19 |
| イ　駅舎等の公共交通機関や道路のバリアフリー化 | ｐ23 |
| ウ　バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備 | ｐ26 |
| エ　情報バリアフリーの推進と当事者自らによる発信 | ｐ29 |
| オ　災害時を見据えたハード整備や災害時の要配慮者への支援体制 | ｐ32 |

| 既存の制度の見直しや活用などにより推進を図るもの |  | 取組テーマ | 提案内容 | 事例 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (4)条例適合率・遵守率向上に向けた取組み  ～条例の実効性を高め、遵守させる仕組みづくり～ | ア　適合・遵守に関する事業者教育、動機付け等 | ｐ33 |
| イ　先進事例の共有 | ｐ35 |
| ウ　改修改築時のバリアフリー化事例の増加 | ｐ36 |
| エ　社会情勢を踏まえた条例適合条件等の見直し | ｐ36 |
| (5)施設の計画段階における関係者の参画  ～障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点からの「みんなのための施設整備」～ | ア　公共的施設整備での率先的な取組み | ｐ37 |
| イ　設計関係者・建築主への研修 | ｐ38 |
| ウ　障がい者など当事者を含む関係者の参画 | ｐ39 |
| エ　先進事例の共有 | ｐ40 |

# ２　提案内容の現状と取組事例

## バリアフリー教育の充実

視点【県民会議からの提案書「見直しの視点」より】

　　バリアフリー教育については、人権の視点を重視することを前提として、学校等の教育現場だけでなく、企業、地域などにおいても、積極的に取組みを推進する。併せて、学校関係者（教育者）のほか、医療関係者、交通事業者などの取組みへの働きかけも必要である。

また、「心のバリアフリー」や、「障がいの社会モデル」（※１）について、多くの人が理解できるよう取組みを充実する。特に、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育（※２）システム構築に向けた特別支援教育の推進」の取組みが進められていることなどを踏まえ、自然にバリアフリーを学べるようにしていくことが望ましい。このほか、バリアフリー教育の実施に当たり、参考とできるような情報提供の仕組みがあることが望ましい。

※１　障がいの社会モデル

　　障がいは個人の心身機能の障がいが原因ではなく、社会に原因（社会的障壁）があり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方。

※２　インクルーシブ教育

共生社会の実現に向け、全ての子どもが、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つことを目指す取組み

## 

## ア　地域や学校におけるバリアフリー教育の充実

　　　　　寄せられた取組事例では、学校教育においては、障がい当事者との交流や介助体験、意見交換等を通じ、「心のバリアフリー」への理解を深めている。

　また、企業においては交通事業者等により、障がいへの理解や介助方法に関する研修の実施等を通じて、障がい者等が安心して利用できるよう取組んでいる他、学校等での福祉教育に協力している例もある。行政においては、学校や地域住民、企業に向けた研修や体験キットの貸出、リーフレット等による普及啓発の取組みを行っている。

注：疑似体験を伴う研修について

事例にもあるが、疑似体験については、障害や加齢が「恐いもの」といった誤った理解にならないよう、留意して行う必要がある。例えば「心のバリアフリー」（P.40参照）に関する研修を合わせて行う等、誤解のないように理解を深めていく必要がある。

取組事例

*〇交通事業者（Ａ）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 小田急電鉄株式会社 |
| 取組内容 | 社内向けの各種講座・研修の実施 |
|  | ①駅係員、列車乗務員の対する盲導犬セミナー開催（毎年継続）  ②駅係員に対する手話講座開催（毎年継続）  ③サービス介助士資格の取得（毎年継続）  ④認知症サポーター養成講座の受講（毎年継続）  ⑤ユニバーサルサービス研修の受講（毎年継続）  ⑥お客さま介助システムの導入（2019年度～）  ・下記リンクから詳細を確認出来ます。  <https://www.odakyu.jp/safety/barrier_free/> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 一般社団法人神奈川県タクシー協会 |
| 取組内容 | タクシードライバー向け研修の実施 |
|  | 写真：研修実施の様子  UD研修  平成24年度から、県内全域にユニバーサルデザインタクシーの導入を進めていることに伴い、ユニバーサルデザインデザインタクシーに乗務する運転者には、高齢者や障害者に関する基本的な知識や技術を身につけ、安心してタクシーに乗っていただけるための研修を実施している。  本研修は平成24年７月から実施し、一般社団法人神奈川県タクシー協会開催の研修会受講者は、現在、3278名が受講している。  ・下記リンクから詳細を確認出来ます。  <https://www.zenfukukyo.jp/index.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 一般社団法人神奈川県タクシー協会・一般社団法人神奈川県バス協会 |
| 取組内容 | 交通バリアフリー教室の実施 |
|  | 関東運輸局（神奈川運輸支局）が実施する県内小学校を対象とした研修会に協力している。  交通バリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、高齢者・身体障害者等に対し、自然に快くサポートできる「心のバリアフリー」を目指すことが出来るよう教室を実施している。  一般社団法人神奈川県タクシー協会の会員タクシー事業者からは、ユニバーサルデザインタクシー、福祉タクシー（リフト付き）を持ち込み、車両設備、体験をとおして説明している。  また、一般社団法人神奈川県バス協会の会員バス事業者からは、ノンステップバスを提供し、高齢者疑似体験や車いすを使用した介助体験等をとおして説明している。  ・下記のリンクから詳細を確認出来ます。  <http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/barrier_free/r1naiyou.htm>l |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川トヨタ自動車株式会社 |
| 取組内容 | ユニバーサルエスコートマナー研修の実施 |
|  | 写真：ユニバーサルエスコートマナー研修の様子  C:\Users\53580768\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.Word\ユニバーサルエスコートマナー講習風景（手話）.jpg ユニバーサルエスコートマナー講習風景  タクシー業界を中心としたユニバーサルエスコートマナー講習を実施しており、従来の「マナー講習」を平等な移動の自由を目指した（高齢者や車いす利用者なども含めた方も対象）接客応対（接遇）マナーへグレードアップした内容となっている。  今後は、タクシー業界に限らず、様々な企業・団体への積極的な活動を計画している。  なお、本取組みは、「神奈川なでしこブランド2020」の認定、内閣府の「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」の受賞を受けた取組みとなっている。  また、神奈川トヨタ自動車株式会社では、高齢者や障がい者の車両乗降中に「待つ」ことが当たり前となる風土や文化の醸成に向けた提案活動を行っている。 |

*〇交通以外の事業者（B）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 株式会社ファンケル |
| 取組内容 | 従業員向けのダイバーシティ研修の実施 |
|  | 写真：「車いす研修」の様子　　　 写真：「手話講習」の様子  車いす① (1) 　(写真)手話①  写真：「VR×LGBT研修」の様子  VR×LGBT⑧   1. 「車いす研修」 2. 「視覚障がい体験研修」 3. 「手話講習」 4. 「精神障がい者の実際を通して、障がい者理解について考える」（精神障がい・発達障がい） 5. 「VR×LGBT研修」のテーマで実施した。（2019年度開催実績）   ・下記のリンクから詳細を確認出来ます。  （１）「車いす研修」・「視覚障がい体験研修」  <https://www.fancl.jp/csr/case/1908/index.html>  （２）「手話講習」  2019年2月　<https://www.fancl.jp/csr/case/1902/index.html>  2019年9月　<https://www.fancl.jp/csr/case/1909/index.html>  （３）「精神障がい者の実際を通して、障がい者理解について考える」  <https://www.fancl.jp/csr/case/1910/index.html>  （４）「VR×LGBT研修」×２回  <https://www.fancl.jp/csr/case/2001/index.html> |

*〇図書館・美術館等（D）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県立近代美術館 |
| 取組内容 | 教材利用を通じた相互理解の機会づくり |
|  | 地域の知的障がい者のための福祉事業所で作ってもらった教材を、地域の小中学校への出張授業（造形ワークショップ）で用い、また成果物を写真に撮って福祉事業所で示すことにより、相互理解と障がい者の自己肯定感を醸成する。 |

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市都市政策課 |
| 取組内容 | 心のバリアフリー教室の実施 |
|  | 写真：誘導体験の様子　　 写真：障がい当事者と児童の交流の様子  写真111-視覚障がい（1129鶴嶺小学校）　　　写真３-身体障がい（1129鶴嶺小学校）  茅ヶ崎市立鶴嶺小学校（４年生全５クラスのうち、２クラスを重点的に実施）で、心のバリアフリー教室を実施した。  　この教室は、学校側のねらい「障害者への理解を深め、交流を通じ本校から地区を元気に」と市側の教室の目的「体の不自由な方との交流を通して、障害を持つ人への理解を深める。対話（声かけ）や体験（体感）を通して別の視点に気づくきっかけをつくり思いやりを醸成する。」が合致し、本市初の取組を令和元年度より開始した。  　この教室の特徴は、「対話（声かけ）」と「体験（体感）」を重視しており、本市が平成27年度に策定した茅ヶ崎市バリアフリー基本構想を推進する協議会委員（障害当事者等）の協力を得て、手探りの中開始した教室で、当課はまちづくりに関する部局であることから福祉的な専門性が高い内容はあえて控えている。少人数の班体制（障害当事者１名、補助者１名、児童６名）、同一班で複数回開催することで、お互いの距離が近づけられるように配慮しました。体験に関しても、児童が視覚障害者を校内で誘導したり、障害者（車椅子利用者)と一緒に車椅子の体験をしたり、街中で遭遇する状況に極力近い環境に近づけるため、誘導の仕方などは事前には教えず、お互いの対話の中で習得する内容としている。ただし、階段を下りる時、車椅子乗車時による手足が挟む等事故の誘発が伴うことだけは体験実施前に注意をしている。  今回の教室の流れは、次のとおりとなっている。  ・１回目：市職員と児童との交流により、障害に対する理解のきっかけを作る。  ・２回目：障害当事者と児童との交流（1日目）により、対話や体験を実施。次回教室までに、児童が同じ班になった障害当事者が学校や街中で困ってしまうことを発見カードに記入してもらい、次回教室の素材とするとともに、児童に別の視点に気づいてもらうきっかけづくりを行った。  ・３回目：障害当事者と児童との交流（２日目）により、発見カードを基に対話を実施。この対話により、更なる障害当事者への理解を深めた。  ・４回目：これまでの教室を学習発表という形で、まとめを行った。また、障害当事者との交流後、児童に感想をしてもらい、１回目では「目がみえない、耳が聞こえない、車いすの生活は、大変、困る、不便」という意見が多かったが、２回目では「困っている人がいたら声をかけたい、助けたい」の意見が上回り、児童の気持ちに変化が生じたことを感じた。  ・下記リンクから詳細を確認出来ます。  心のバリアフリー教室に関するHP（R2.2.19第３回市民部会資料参照）  <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shingikai/kaigiroku/1008774/1037470.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 大和市　障がい福祉課 |
| 取組内容 | あいサポーター研修の実施 |
|  | 1. 「あいサポート運動」推進のための市民を対象とした研修の実施   　「あいサポート運動」とは、障がいのある方が困っていること、必要な配慮などを理解し、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を作っていく運動であり、その推進のため、市民を対象とした研修が実施されている。   1. 障害者差別解消法に関する講演会の実施   市民等が障がい当事者に対する合理的配慮等の必要性について学ぶ機会として、講演会を実施している。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 大和市　福祉推進委員会 |
| 取組内容 | 心のバリアフリーの普及啓発・疑似体験の実施 |
|  | 1. 心のバリアフリーブックの作成および配布 2. 高齢者疑似体験キット等の貸出し   ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.city.yamato.lg.jp/web/f-soumu/fukusisuisin.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県立川崎北高等学校 |
| 取組内容 | 相互理解を深める教育活動（生徒向け学習会）の実施 |
|  | 写真：「かながわのインクルーシブ教育推進」リーフレット  C:\Users\53580768\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.Word\教育リーフレット.png  「心のバリアフリー」の考え方から、インクルーシブ教育に向けて全学年で相互理解を深める教育活動(生徒向け学習会)を実施した。  「かながわのインクルーシブ教育推進」リーフレットを用いて、学校づくり・学級づくり・授業づくりの観点からインクルーシブ教育に向けてどう行動するか意見を出し合い、一人ひとりの存在や考え方の多様性を認め合うことが大切というまとめとなった。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県　人権男女共同参画課 |
| 取組内容 | 各種研修会、講演の実施 |
|  | 1. 企業とLGBT研修   企業の人事担当者等に対し研修会を２会場（横浜市、厚木市）で実施。   1. 私立学校向け講演会   性的マイノリティに関する理解を深めるための講演会の実施を希望する私立高等学校へ専門の講師を派遣。  ③宿泊施設向け研修会  接客係など性的マイノリティの宿泊客に対応する機会が多い宿泊施設の従業員向けの研修を実施。  ④児童福祉施設等の職員向け研修会  子どもたちが「自分らしく」成長できるよう、児童養護施設職員等を対象とした性的マイノリティ研修を実施。  ・下記のリンクから詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz3/cnt/f430243/index.html> |

### イ 皆が相互に尊重し合う地域づくり

　寄せられた取組事例では、地域において、障がい者とアーティストが一緒に行ったフィールドワーク体験をもとにした企画展や、障がいの有無に関わらず楽しめるイベントの開催、また共生型サービスの実施等による多様な人が繋がる場づくりが行われている。

バリアフリーの推進には皆が関心を持つことが不可欠である。皆が「障がいの社会モデル」を理解し、相互に尊重し合える地域づくりの推進が求められている。

取組事例

*〇当事者・関係団体等（C）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 社会福祉法人　三浦市社会福祉協議会 |
| 取組内容 | 多様な人が繋がる場づくり |
|  | 平成30年４月に元保育所であった所をリノベーションして共生型サービスセンター暖館をオープンした。障害児、障害者、高齢者のサービスと地域住民向けサロンを運営している。共生型サービスも県下で一番に取り組み、地域共生社会の拠点となっている。  ・下記のリンクから詳細を確認出来ます。  <https://www.shakyo-miura.com/> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | Luana in Southernbeach 実行委員会 |
| 取組内容 | バリアフリービーチの実施 |
|  | サザンビーチちがさきにおいて、「誰もが海を楽しめる」をコンセプトに、そのまま海に浸かることができる水上用車いすおよび車いすでビーチにアクセスできる「ビーチマット」をレンタルし、バリアフリービーチ「バリアフリー遊び場Luana（ルアナ）inサザンビーチ」を実施。 |

*〇図書館・美術館等（D）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 公益財団法人　茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団（茅ヶ崎市美術館） |
| 取組内容 | 企画展「美術館まで（から）つづく道」展の開催 |
|  | 写真：フィールドワークの様子  C:\Users\53580768\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.Word\180729_mulpa_0144.jpg（写真：香川賢志）  インクルーシブデザインの手法を活用し、アーティストや研究者が、聴覚障害者、小さな子、視覚障害者と盲導犬、車椅子ユーザーと一緒に美術館の周りの道を歩いたフィールドワークでの体験をもとに、視覚、聴覚、触覚、嗅覚から感じる新たな作品を作り上げた展覧会である。  ・下記リンクから詳細を確認出来ます。  <http://www.chigasaki-museum.jp/exhi/2019-0714-0901/> |

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県　地域政策課 |
| 取組内容 | 「触察画」を使ったイベントの実施 |
|  | 目で見て楽しむばかりでなく、線の起伏を指先でなぞって絵画を実感できる「触察画」を使った葛飾北斎展を、湘南国際村のイベントに併せて開催。また、湘南国際村での展示が好評だったことから、県庁で行われたイベントでも同様の展示を２度行った。 |

## 多様な人が住まう「街」への気づきと理解

視点【県民会議からの提案書における「見直しの視点」より】

　　街には、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児連れなど、多様な人がそれぞれ不便さなどを抱えながら住まわれており、そのことに多くの人が気づき、理解が進むよう、取組みを強化する。また、性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）や外国人への配慮などについても考慮していく必要がある。

地域での取組みや意思決定の際に、当事者参画の視点を重視する必要があり、また、セミナーなどの講師を障がい当事者に依頼するための窓口があることが望ましい。

バリアフリーを取り巻く状況の変化に伴い、様々な障がいに対応できるよう事例の収集が必要である。また、ハード面の設備においては、当初の目的に沿った運用という視点が重要である。

### ア　多様な人が抱える不便さなどへの理解促進と県民への呼びかけ

　　　　　寄せられた取組事例では、多様な人がそれぞれ抱える不便さや求められる配慮について、理解促進のための情報発信、行政施策や指針の策定、住民への声かけなどを挙げている。

また、掲載の取組事例以外にも、行政におけるヘルプマークの配布・普及啓発を行う事例や、施設を利用しやすいよう配慮する運用上の工夫、施設利用者に対して、困っている方への配慮や声かけを行う呼びかけ等がなされている。

取組事例

*〇図書館・美術館等（D）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県立近代美術館 |
| 取組内容 | （再掲）教材利用を通じた相互理解の機会づくり |
|  | 地域の知的障がい者のための福祉事業所で作ってもらった教材を、地域の小中学校への出張授業（造形ワークショップ）で用い、また成果物を写真に撮って福祉事業所で示すことにより、相互理解と障がい者の自己肯定感を醸成する。 |

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 相模原市人権・男女共同参画課 |
| 取組内容 | パートナーシップ宣誓制度 |
|  | お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にしていくことを宣誓した性的少数者とそのパートナーの方に対して、相模原市が「パートナーシップ宣誓書受領証」などを交付する制度となっている。  性的少数者の方の自分らしい生き方を後押しするとともに、性の多様性に関する社会的な理解を促進することを目的として、令和２年４月より新たに開始した。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 相模原市地域福祉課 |
| 取組内容 | ユニバーサルデザイン基本指針の策定 |
|  | 相模原市の施策や事業にユニバーサルデザインを具体的に取り入れていくガイドラインとして、「相模原市ユニバーサルデザイン基本指針」を策定している。　※他の自治体でも同様の事例がある。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seido/1004405.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 大和市障がい福祉課 |
| 取組内容 | あいサポート運動 |
|  | 障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活において障がいのある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を作っていく運動である。  ※　あいサポート運動は鳥取県で始まり、令和３年１月時点で、８県14市６町で実施している。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市都市政策課 |
| 取組内容 | 普及啓発ツールを作成し、情報発信を開始（令和元年１１月より） |
|  | 写真：市役所内デジタルサイネージ  データ市役所内デジタルサイネージ  茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想で掲げる”だれもが安心して過ごせるまちづくり”を目指して様々な取組を進めている。  ア　ＪＲ茅ケ崎駅自由通路内デジタルサイネージ  　　→約３か月毎に更新  イ　市報（広報ちがさきの欄外）→毎号  ウ　市ＨＰTopバナー　→不定期  エ　市役所内デジタルサイネージ　→不定期  情報発信にあたっては、「・・・してほしい」等ではなく「ありがとう」の表現となるよう意識し、読み手（受け手）側がスムーズに受け入れられるよう配慮している。 |

### イ　事例の収集と県民への情報提供

寄せられた取組事例には、街のバリアフリー施設や交通、社会参加支援のセミナー情報等があり、この他にも、自治体や民間事業者等において、バリアフリー情報をマップ化しての提供や同趣旨のアプリの活用等もなされている。

多様な人々が感じる不便さに対応するため、事例の収集及び情報提供が求められる。

多用な人々を考えるに当たっては、障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方の他、

性的マイノリティ（ＬＤＢＴ）、外国人といった属性も考慮する必要があるが、現時点では世間に広まっていない属性についても今後注意していく必要がある。

※　「（３）安心して暮らし、出かけられる「街」の実現を目指して」の「ア　皆が共有

できるバリアフリー関連情報の充実」と取組事例は同じ内容とする整理とした。

取組事例

*〇交通事業者（A）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 一般社団法人 神奈川県タクシー協会 |
| 取組内容 | ユニバーサルデザインタクシー（ＵＤタクシー）の導入促進 |
|  | 平成24年度から県内全域にユニバーサルデザインタクシーの導入を進めており、令和２年３月末日時点で959台が導入されている。下記リンクより、ＵＤタクシー保有事業者の検索が出来る。  ・下記リンクで詳細が確認出来ます。  <http://www.taxi-kanagawa.or.jp/> |

*〇交通以外の事業者（B）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 株式会社　ファンケル |
| 取組内容 | 「視覚障がい者向けメイクセミナー」実施 |
|  | 写真：「視覚障害者向けメイクセミナー」の様子  視覚障がいメイク①  視覚障がいをお持ちの方の「不便」や「不安」を解消し、視覚障がいのある方にもメイクの楽しさを知っていただき、自信をもって積極的に社会活動に参加できるよう、実践型のセミナーを実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.fancl.jp/csr/seminar/index.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 株式会社　ファンケル |
| 取組内容 | 株式会社アデランスと株式会社　ファンケルのがん患者向けのコラボセミナー「A×F　beautiful　smile」 |
|  | 写真：「A×F　beautiful smile」の様子  アデランス画像IMG_0941  抗がん剤の治療によるアピアランス（外見）の変化から、社会とのつながりや人とのコミュニケーションを取ることに消極的になられる方もいることから、頭髪ケア、お肌ケアのノウハウを持ち寄り、がん患者のがんの治療や社会復帰への前向きな取組みをサポートするため、コラボレーションセミナーを実施した。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.fancl.jp/news/pdf/20191003_aderansfanclappearancecare.pdf> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 株式会社　ファンケル |
| 取組内容 | 特別支援学校に通う高校3年生向け「身だしなみセミナー」実施 |
|  | 写真：「身だしなみセミナー」の様子  身だしなみセミナー②  特別支援学校に通っている障がいを持った子どもたちが社会に出る前に、自信を持ち、前向きに自立していくための「身だしなみセミナー」を実施している。  障がいの度合いにより、できるレベルに合わせて自分が出来ることを実践し、習得してもらうセミナー形式で開催している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.fancl.jp/csr/seminar/index.html> |

*〇当事者・関係団体等（C）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 特定非営利活動法人ことばの道案内 |
| 取組内容 | 視覚障がい者向けの情報提供 |
|  | 視覚障がい者向け「ことばの地図」、「駅情報」の制作、公開を行っている。また、上記データの活用啓蒙活動も行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  [http://www.kotonavi.jp](http://www.kotonavi.jp/) |

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市　都市政策課 |
| 取組内容 | バリアフリー施設に関する画像をオープンデータとして公表（令和２年３月） |
|  | 公共施設などのうち公表可能な105施設を対象に、施設の位置情報などに加え多目的トイレや駐車場、スロープ、エレベータなどの画像（写真）をオープンデータとして公表しています。バリアフリー施設に関する画像（写真）をオープンデータとして公表することは、県内初の取組みとなっている。  また、神奈川県では、令和２年度より、オープンデータとしての公表の同意が得られた施設について、オープンデータとしての公表を行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jyohosuishin/1009746.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県　人権男女共同参画課 |
| 取組内容 | 託児に関する方針の策定と実施状況の把握 |
|  | 1. 託児に関する方針の策定   県が実施する、または県が関係団体等に委託して行う事業において、託児に関し必要な事項を「県が実施する事業（講座・フォーラム等）における託児に関する方針」に定めている。  毎年度、託児室設置状況と予算措置状況を調査し託児実施状況の把握に努めている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（人権男女共同参画課） |
| 取組内容 | 派遣相談事業や交流会の実施 |
|  | ①かながわSOGI派遣相談事業  性的マイノリティの当事者及びその家族、支援機関等の依頼に応じ、公共施設や支援機関等に臨床心理士などを派遣して個別専門相談を実施している。  ②かながわにじいろトーク  10代～20代の性的マイノリティ当事者向けの方向け交流会を3会場（藤沢市、厚木市、小田原市）にて毎月開催している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz3/cnt/f430243/index.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | みんなのバリアフリー街づくり条例適合施設等の整備状況に関するオープンデータの公表 |
|  | 県では不特定かつ多数の者が利用する施設を公共的施設とし、高齢者や障がい者等が安全かつ快適に利用できるようにするため、みんなのバリアフリー街づくり条例に定める整備基準への遵守を求めている。  そのうち、特に公共性が高い施設を指定施設として、指定施設の新築や改築等をする場合は、知事との事前協議を義務付けている。  そして、条例の整備基準に適合した場合は、施設所有者等の請求に基づき、「みんなのバリアフリー街づくり条例適合証」を交付している。  全項目適合施設、条例第13条ただし書き適用施設及びみんなのトイレを整備した施設の中で、施設所有者等からオープンデータとしての公表の同意が得られた施設について、オープンデータとして公表している。  また、一般利用者の利便性向上のため、Check a Toiletへの情報提供を行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/barrierfreeopendata.html> |

## 安心して暮らし、出かけられる「街」の実現を目指して

視点【県民会議からの提案書における「見直しの視点」より】

　　公共交通機関や不特定多数の方が利用する公共的施設など設備面のバリアフリー化については継続して行う必要がある。

また、障がい種別に応じた情報提供の取組みを強化・推進するが、今後は施設等のバリアフリー情報だけでなく、様々な人が持つ知識や経験を相互に情報共有し、助け合うことが望ましい。

### ア　皆が共有できるバリアフリー関連情報の充実

寄せられた取組事例には、街のバリアフリー施設や交通、社会参加支援のセミナー情報等があり、この他にも、自治体や民間事業者等において、バリアフリー情報をマップ化しての提供や同趣旨のアプリ活用等もなされている。

障がい者、高齢者、乳幼児連れの方など、誰もが安心して出かけるための支援として、バリアフリー関連情報の充実が求められる。

※　「（２）多様な人が住まう「街」への気づきと理解」の「イ　事例の収集と県民への

情報提供」と取組事例は同じ内容とする整理とした。

取組事例

*〇交通事業者（A）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 一般社団法人 神奈川県タクシー協会 |
| 取組内容 | （再掲）ユニバーサルデザインタクシー（ＵＤタクシー）の導入促進 |
|  | 平成24年度から県内全域にユニバーサルデザインタクシーの導入を進めており、令和２年３月末日時点で959台が導入されている。下記リンクより、ＵＤタクシー保有事業者の検索が出来る。  ・下記リンクで詳細が確認出来ます。  <http://www.taxi-kanagawa.or.jp/> |

*〇交通以外の事業者（B）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 株式会社　ファンケル |
| 取組内容 | （再掲）「視覚障がい者向けメイクセミナー」実施 |
|  | 視覚障がいをお持ちの方の「不便」や「不安」を解消し、視覚障がいのある方にもメイクの楽しさを知っていただき、自信をもって積極的に社会活動に参加できるよう、実践型のセミナーを実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.fancl.jp/csr/seminar/index.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 株式会社　ファンケル |
| 取組内容 | （再掲）特別支援学校に通う高校3年生向け「身だしなみセミナー」実施 |
|  | 特別支援学校に通っている障がいを持った子どもたちが社会に出る前に、自信を持ち、前向きに自立していくための「身だしなみセミナー」を実施している。  障がいの度合いにより、できるレベルに合わせて自分が出来ることを実践し、習得してもらうセミナー形式で開催している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.fancl.jp/csr/seminar/index.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 株式会社　ファンケル |
| 取組内容 | （再掲）株式会社アデランスと株式会社　ファンケルのがん患者向けのコラボセミナー「A×F　beautiful　smile」 |
|  | 抗がん剤の治療によるアピアランス（外見）の変化から、社会とのつながりや人とのコミュニケーションを取ることに消極的になられる方もいる。  頭髪ケア、お肌ケアのノウハウを持ち寄り、がん患者のがんの治療や社会復帰への前向きな取組みをサポートするため、コラボレーションセミナーを実施した。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.fancl.jp/news/pdf/20191003_aderansfanclappearancecare.pdf> |

*〇当事者・関係団体等（C）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 特定非営利活動法人ことばの道案内 |
| 取組内容 | （再掲）視覚障がい者向けの情報提供 |
|  | 視覚障がい者向け「ことばの地図」、「駅情報」の制作、公開を行っている。  また、上記データの活用啓蒙活動も行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  [http://www.kotonavi.jp](http://www.kotonavi.jp/) |

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市都市政策課 |
| 取組内容 | （再掲）バリアフリー施設に関する画像をオープンデータとして公表（令和２年３月） |
|  | 公共施設などのうち公表可能な105施設を対象に、施設の位置情報などに加え多目的トイレや駐車場、スロープ、エレベータなどの画像（写真）をオープンデータとして公表しています。バリアフリー施設に関する画像（写真）をオープンデータとして公表することは、県内初の取組みとなっている。  また、神奈川県では、令和２年度より、オープンデータとしての公表の同意が得られた施設について、オープンデータとしての公表を行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jyohosuishin/1009746.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（人権男女共同参画課） |
| 取組内容 | （再掲）託児に関する方針の策定と実施状況の把握 |
|  | 県が実施する、または県が関係団体等に委託して行う事業において、参加者に子どもを同伴する親が見込まれる際、託児に関し必要な事項を「県が実施する事業（講座・フォーラム等）における託児に関する方針」に定めている。  　また毎年度、託児室設置状況と予算措置状況を調査し、県の託児実施状況の把握を行っている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（人権男女共同参画課） |
| 取組内容 | （再掲）派遣相談事業や交流会の実施 |
|  | ➀かながわSOGI派遣相談事業  性的マイノリティの当事者及びその家族、支援機関等の依頼に応じ、公共施設や支援機関等に臨床心理士などを派遣して個別専門相談を実施している。  ②かながわにじいろトーク  10代～20代の性的マイノリティ当事者向けの方向け交流会を3会場（藤沢市、厚木市、小田原市）にて毎月開催している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz3/cnt/f430243/index.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）みんなのバリアフリー街づくり条例適合施設等の整備状況に関するオープンデータの公表 |
|  | 県では不特定かつ多数の者が利用する施設を公共的施設とし、高齢者や障がい者等が安全かつ快適に利用できるようにするため、みんなのバリアフリー街づくり条例に定める整備基準への遵守を求めている。  そのうち、特に公共性が高い施設を指定施設として、指定施設の新築や改築等をする場合は、知事との事前協議を義務付けている。  そして、条例の整備基準に適合した場合は、施設所有者等の請求に基づき、「みんなのバリアフリー街づくり条例適合証」を交付している。  全項目適合施設、条例第13条ただし書き適用施設及びみんなのトイレを整備した施設の中で、施設所有者等からオープンデータとしての公表の同意が得られた施設について、オープンデータとして公表している。  また、一般利用者の利便性向上のため、Check a Toiletへの情報提供を行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/barrierfreeopendata.html> |

### イ　駅舎等の公共交通機関や道路のバリアフリー化

　　　　　寄せられた取組事例では、鉄道駅舎における、段差解消への取組みや、多言語対応のＱＲコード、異常時運行情報ディスプレイの配置による運行情報の伝達の確実性を高める整備等の取組みがなされている。

また、タクシーに関し、ユニバーサルデザインタクシーの乗降場所の整備、ディーラーとタクシー事業者の協定締結による連携した取組み等がなされている。

行政においては、市町村の重点地区におけるバリアフリー化促進やバリアフリー化された道路、信号機の整備等がなされている。

障がい者、高齢者、乳幼児連れの方など、多様な人が安心して出かけるため、駅舎等の公共交通機関や道路の設備面でのバリアフリー化について、継続して行う必要がある。

取組事例

*〇交通事業者（A）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 小田急電鉄株式会社 |
| 取組内容 | ハード面への取組み |
|  | 写真：櫛形ゴムの設置　　　　　　写真：異常時運行情報ディスプレイの設置  くしゴム2　　1  ①渋沢駅ホームへの櫛型ゴム設置（ホームと車両との隙間対策）（2017年度～）  ②新松田駅お客さまトイレ改良（2018年度～）  ③鶴巻温泉駅駅舎改良（2018年度～）  ④本厚木駅下りホーム下り用エスカレーター新設（2019年度～）  ⑤多言語対応QRコードによる鉄道運行情報発信（2019年度～）  ⑥公式スマートファンアプリの拡張（各駅発バス時刻表の付加）（2019年度～）  ⑦異常時運行情報ディスプレイの設置  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.odakyu.jp/safety/barrier_free/> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 一般社団法人 神奈川県タクシー協会 |
| 取組内容 | ＵＤタクシー専用乗り場とＵＤタクシー対応乗り場の設置 |
|  | 写真：「横浜駅東口」ＵＤタクシー専用待機レーン  横浜駅東口UDタクシー専用レーン  平成24年度から、県内全域にユニバーサルデザインタクシーの導入を進めており、下記のＵＤタクシー専用乗り場とＵＤタクシー対応乗り場を設置している。  ・「横浜駅東口」ＵＤタクシー専用待機レーン  ・「川崎駅東口・西口・北口・中央口」ＵＤタクシー対応乗り場  ・「新川崎駅」ＵＤタクシー専用乗り場  ・「登戸駅」ＵＤタクシー対応乗り場 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川トヨタ自動車株式会社 |
| 取組内容 | フレンドシップ協定 |
|  | 写真：フレンドシップ協定調印式の様子  フレンドシップ協定調印式  神奈川県トヨタディーラー７社と一般社団法人神奈川県タクシー協会ならびに一般社団法人関東自動車無線協会神奈川支部によるフレンドシップ協定を締結した。車いす利用者乗降時の新車店舗敷地提供や大規模災害時の緊急避難場所として新車店舗の提供等を行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://kanagawatoyota.com/business/universal> |

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市　経済部拠点整備課 |
| 取組内容 | 浜見平地区のまちづくり（浜見平地区拠点整備事業） |
|  | 「バリアフリーの徹底」を整備実施計画における主要な課題のひとつとして位置付けており、道路や公園のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1007931/1008044/index.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県警察（交通規制課） |
| 取組内容 | バリアフリーに対応した交通信号機の整備 |
|  | 高齢者や障がい者が日常生活で徒歩利用する施設間における移動の安全を確保するため、高齢者や障がい者などの利用頻度が高い公共施設、リハビリセンター、駅等の周辺道路に視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機、歩行者感応信号機及び経過時間表示機能付歩行者用灯器等のバリアフリーに対応した交通信号機の整備を行っている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県　交通企画課 |
| 取組内容 | 鉄道駅舎のホームドア及びエレベータ整備費への補助の実施 |
|  | 鉄道駅のホームからの旅客の転落や列車との接触を防止し、安全・安定輸送の確保による利便性向上を図るため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に要する経費に対し補助を行っている。  また、障がい者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備を図るため、市町村が民営鉄道事業者に対して助成した駅舎の障がい者対応型エレベータ整備経費に対し補助を行っている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県　地域福祉課 |
| 取組内容 | 福祉有償運送の推進 |
|  | 公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者などを対象として、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送について、制度の普及啓発を図るため、高齢者、障がい者等の相談に応じる行政職員及び相談支援機関の職員等を対象とした研修を実施している。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県　道路管理課 |
| 取組内容 | 歩道整備や電線共同溝整備の実施 |
|  | 高齢者、障がい者など、誰もが自らの意志で自由に移動し、積極的に社会参加することができる社会基盤の整備として、幅の広い歩道や段差のない歩道の整備や、既存歩道の電線共同溝整備を行うことで、すべての人々が安全で安心な歩行空間の確保を進めている。 |

### ウ　バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備

取組事例では、県における公共的施設の整備に関してのガイドラインやカラーバリアフリーに関するマニュアルの作成、アドバイザーの派遣による支援等を中心に記載した。

学校、福祉施設、商業施設など不特定多数の方が利用する公共的施設について、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備を継続して行う必要がある。

県では、不特定多数が利用する一定規模以上の施設を整備する場合には、条例に基づき事前協議を求めており、整備基準を遵守した施設のバリアフリー化を求めている。

　また、掲載事例以外に、車いす対応可能な傍聴席設置や機器貸出し等の取組もあった。

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市経済部拠点整備課 |
| 取組内容 | （再掲）浜見平地区のまちづくり（浜見平地区拠点整備事業） |
|  | 「バリアフリーの徹底」を整備実施計画における主要な課題のひとつとして位置付けており、道路や公園のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1007931/1008044/index.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市福祉部障害福祉課 |
| 取組内容 | 改修の費用助成や相談事業の実施 |
|  | ①重度障害者住宅改修費助成（県補助）  障害内容に合わせた住宅設備（浴室、便所、玄関等）の改修費の助成している。  ※　県内では、政令中核市以外の市町村で重度障害者住宅設備改良事業を行っており、政令中核市では、各市で同様の事業を行っている。  ②住宅改修費助成（国庫補助）  手すりの取付け、床段差の解消、引き戸等への取替え、洋式便器等への便器の取替え工事等の改修費の助成している。  ③障害者生活支援センター（茅ヶ崎市社会福祉協議会内）において、一級建築士、理学療法士、障害者生活支援センター相談員による住宅改修相談を随時実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  ①②  <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/jyosei/1004360.html>  ③  <http://www.shakyo-chigasaki.or.jp/html/csw_disAid.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（都市公園課） |
| 取組内容 | 都市公園施設のユニバーサルデザイン化 |
|  | 高齢者や障がい者など誰もが安全で快適に公園を利用できるよう、遠路の段差解消や手すりの設置、障がい者も利用しやすいトイレの設置等を進めている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | カラーバリアフリー　色使いのガイドライン・サインマニュアルVer.2 |
|  | 写真：カラーバリアフリー　色使いのガイドライン・サインマニュアルVer.2の一部ページ  C:\Users\53580768\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.Word\カラバリ冊子.png　　　カラバリ冊子２  色覚障がい者への配慮、工夫について解説し、見分けやすい色使いの方法、事例、チェックポイント等を記載している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | カラーバリアフリーアドバイザーの派遣・相談出前窓口 |
|  | 色覚障がい当事者が既存の案内板等の色使いを検証し、改善について助言、相談の実施。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | バリアフリーアドバイザー派遣 |
|  | 写真：バリアフリーアドバイザー派遣の募集チラシ  1アドバイザー　　2  当事者と一級建築士を既存施設に無料で派遣し、改善方法の提案を実施。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | バリアフリー街づくり賞の実施 |
|  | 障がい者、高齢者をはじめ、誰もが利用しやすいように配慮された建築物等の公共的施設の整備（ハード部門）や、福祉のまちづくりに寄与する活動（ソフト部門）をしている個人又は団体への表彰を実施。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22200.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック |
|  | 事業者、設計者向けにバリアフリーの街づくりの考え方や条例の整備基準を解説。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22148.html> |

### エ　情報バリアフリーの推進と当事者自らによる発信

寄せられた取組事例では、視覚障がい者や高齢者に向けた、判別用の凹凸タッチマークシールの作成、行政等での点字、拡大文字、録音版での情報提供の例をあげた。

　また、聴覚障がい者に向けて、筆談対応の商店街づくりや、議会等での手話通訳配置、ヒアリングループ等の例がある他、コミュニケーションボードや、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページづくり等がなされている。

掲載事例以外では、自治体の講演会や窓口への手話通訳者の配置や、点字を刻印した公用封筒の利用や、授業の際のロジャーシステムの利用・利用にあたっての配慮等があった。

障がい者や高齢者などのコミュニケーションの円滑化のため、情報バリアフリーの推進が求められる。情報の発信に当たっては誰に対してもわかりやすく伝えることが重要であり、情報の受け手の特性を配慮する必要がある。

取組事例

*〇交通以外の事業者（B）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 株式会社　ファンケル |
| 取組内容 | タッチマークシール |
|  | 写真：タッチマークシール  C:\Users\53580768\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.Word\(カット)乳液と下地（シール貼付）.jpg　　　(カット)タッチマークシール  目の不自由な方、ご高齢の方向けの、容器を判別しやすいように点字ではなく、「〇」・「★」等を凹凸にした「タッチマークシール」を開発し、提供している。また、「タッチマークシール」のリニューアルでは、視覚に障がいのある（株）ファンケルスマイルの従業員が使い手の立場で、改良に携わった。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  （１）内容紹介  <https://www.fancl.jp/csr/touchmark.html>  （２）注文フォーム　（※シールはご注文の個数までとさせていただきます。）  <https://www.fancl.co.jp/help/help_4_3.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | （一社）藤沢市商店会連合会 |
| 取組内容 | 筆談対応する商店街づくり |
|  | 神奈川県聴覚障害者福祉センターが藤沢駅北口にあり、北口の商店街の中で聴覚障害者が買い物をすることが多いことから、神奈川県聴覚障害者連盟より、各商店にて筆談等の対応について要望があったことをきっかけに、藤沢市商店街連合会において、聴覚障害者が買い物しやすい環境づくりとして、筆談等で対応する商店街づくりを市内の６商店会（街）で実施した。  具体的には、協力いただける商店会（街）の各商店に「聴覚障がい者」に対して「筆談対応します」とのポスターを見やすい場所に貼ること、また、聴覚障がい者と筆談するための筆記用具を必要に応じ、各個店に配布することとし、聴覚障がい者が安心して買い物ができる環境を作ることとした。 |

*〇図書館・美術館等（D）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県立図書館 |
| 取組内容 | 情報バリアフリーの確保に向けた対応 |
|  | 拡大読書器、拡大鏡、耳マーク、筆談用ボード、コミュニケーションボードの設置している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/common/guide.htm> |

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 川崎市議会 |
| 取組内容 | 議場でのバリアフリーの取組み |
|  | ①議場での発言を字幕モニターに表示させる取組み  ②一部会議室にヒアリングループを導入させた取組み   1. 手話通訳者の派遣の取組み |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市他、県内各市町村 |
| 取組内容 | アクセシビリティに配慮したホームページの作成 |
|  | 茅ヶ崎市では、日本工業規格JISX8341-3高齢者・障害者等配慮設計指針、総務省「みんなの公共サイト運用モデル」を尊重し、アクセシビリティに配慮したホームページの作成を行っており、具体的には、ホームページの音声読み上げ・色の変更・サイズの変更機能が整備されている。  ※　茅ヶ崎市の他、県、及び県内各市町村で同様の取組みが見られる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市　企画部秘書広報課・神奈川県（総合政策課） |
| 取組内容 | 広報誌、リーフレットの点字版、音声版の発行 |
|  | 茅ヶ崎市では、毎月２回発行している広報紙の点字版（点字広報）、音声版（声の広報）を発行している。  また、神奈川県では、小学校の児童向けに作成している社会科参考図書について、視覚障がいのある児童向けに点字版及び拡大テキスト版の作成や、リーフレットの点字版、録音版の作成を行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  （１）茅ヶ崎市　点字広報  <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shogai/fukushiseido/1004354.html>  （２）茅ヶ崎市声の広報  <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/koho/1002771.html>  （３）社会科参考図書「わたしたちの神奈川」  <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/watakana/r1_watakana.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 茅ヶ崎市　都市部景観みどり課 |
| 取組内容 | ユニバーサルデザインに配慮した公共サイン |
|  | 「茅ヶ崎市公共サインガイドライン」を策定し、「歩きたい、出かけたくなるサイン」を整備するために、情報内容、表現様式、空間上の配置を基本方針として、公共サインを整備している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1033298/1014720.html> |

### オ　災害時を見据えたハード整備や災害時の要配慮者への支援体制

災害時を見据え、避難所に指定された施設等の各関係施設のバリアフリー化の推進が求められる。神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例では、避難所に指定されることも多い公共的施設の整備基準の遵守を求めている。

なお、取組事例の他、災害時の要配慮者支援については、災害対策基本法に基づき各市町村が名簿作成・計画を策定し行っているが、県では地域防災計画や要配慮者支援マニュアル作成指針を作成し、市町村の取組を促進している。

取組事例

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（道路管理課） |
| 取組内容 | （再掲）歩道整備や電線共同溝整備の実施 |
|  | 高齢者、障がい者など、誰もが自らの意志で自由に移動し、積極的に社会参加することができる社会基盤の整備として、幅の広い歩道や段差のない歩道の整備や、既存歩道の電線共同溝整備を行うことで、すべての人々が安全で安心な歩行空間の確保を進めている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課・建築指導課） |
| 取組内容 | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく事前協議の実施 |
|  | バリアフリーの街づくりに関して、県・事業者・県民それぞれの役割、基本方針、公共的施設の整備基準（道路の幅員や段差の解消などについて）などを定め、対象施設について、事前協議を行っています。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22148.html> |

## 条例適合率・遵守率向上に向けた取組み

視点【県民会議からの提案書における「見直しの視点」より】

　条例については社会情勢を踏まえた見直しが必要である。また、関心を高めるために、条例の普及啓発の強化が必要。

### ア　適合・遵守に関する事業者教育、動機付け等

県では、条例の実効性を高めるため、社会情勢を踏まえた条例の見直しや、事業者の取組みを促すための研修会、相談事業、顕彰事業を実施している。事例では県における施策を中心に記載している。

取組事例

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課）・横浜市・川崎市 |
| 取組内容 | 福祉のまちづくり研修会 |
|  | 建築士及び建築関係業務従事者、施設管理者等を対象に、福祉の街づくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に対する理解を深めることを目的とした研修会を実施している。  本研修会は、日本建築士会の「建築士会継続能力開発（CPD）制度」認定講習会として実施しており、令和２年度には、約90名の参加を得た。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）カラーバリアフリー　色使いのガイドライン・サインマニュアルVer.2 |
|  | 色覚障がい者への配慮、工夫について解説し、見分けやすい色使いの方法、事例、チェックポイント等を記載している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）カラーバリアフリーアドバイザーの派遣・相談出前窓口 |
|  | 色覚障がい当事者が既存の案内板等の色使いを検証し、改善についての助言、相談の実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）バリアフリーアドバイザー派遣 |
|  | 当事者と一級建築士を既存施設に無料で派遣し、改善方法の提案を実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）バリアフリー街づくり賞の実施 |
|  | 障がい者、高齢者をはじめ、誰もが利用しやすいように配慮された建築物等の公共的施設の整備（ハード部門）や、福祉のまちづくりに寄与する活動（ソフト部門）をしている個人又は団体への表彰を実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22200.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | 条例事前協議審査担当窓口による会議の実施 |
|  | 適合率、遵守率を向上させるため、現行の整備基準の見直し、事業者の取組みを促すための制度などの検討を実施している。 |

### イ　先進事例の共有

建築、設計の際の参考とするため、条例適合建築物情報の共有や表彰を実施している。

取組事例

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課）・横浜市・川崎市 |
| 取組内容 | （再掲）福祉のまちづくり研修会 |
|  | 建築士及び建築関係業務従事者、施設管理者等を対象に、福祉の街づくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に対する理解を深めることを目的とした研修会を実施している。  　本研修会は、日本建築士会の「建築士会継続能力開発（CPD）制度」認定講習会として実施しており、令和２年度には、約90名の参加を得た。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）条例事前協議審査担当窓口による会議の実施 |
|  | 適合率、遵守率を向上させるため、現行の整備基準の見直し、事業者の取組みを促すための制度などの検討を実施している。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | 適合証交付施設の公表 |
|  | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に定める整備基準への遵守を求めています。条例の整備基準に適合した場合は、施設所有者等の請求に基づき、適合証を交付し、同意が得られた施設をホームページ上で公表している。  また、施設所有者からオープンデータとしての同意が得られた施設について、オープンデータとしての公表も行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22200.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）バリアフリー街づくり賞の実施 |
|  | 障がい者、高齢者をはじめ、誰もが利用しやすいように配慮された建築物等の公共的施設の整備（ハード部門）や、福祉のまちづくりに寄与する活動（ソフト部門）をしている個人又は団体への表彰を実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22200.html> |

### ウ　改修改築時のバリアフリー化事例の増加

　　　　新築だけでなく、改築、改修時においてもバリアフリー化が必要である。

　県では、既存施設のバリアフリー化に向け、当事者と一級建築士に相談出来る事業を実施している。

取組事例

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）バリアフリーアドバイザー派遣 |
|  | 当事者と一級建築士を既存施設に無料で派遣し、改善方法の提案を実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

### エ　社会情勢を踏まえた条例適合条件等の見直し

　県では、神奈川県バリアフリー街づくり条例を定めており、社会情勢を踏まえ、５年に１度条例の見直しを行っている。

取組事例

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）条例事前協議審査担当窓口による会議の実施 |
|  | 適合率、遵守率を向上させるため、現行の整備基準の見直し、事業者の取組みを促すための制度などの検討を実施している。 |

## 施設の計画段階における関係者の参画

視点【県民会議からの提案書における「見直しの視点」より】

　適切な工程での障がい者など当事者の参画を推進する。

### ア　公共的施設整備での率先的な取組み

施設整備にあたっては、障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点が必要であり、計画段階での関係者の参画による公共的施設整備を推進する。

県では、公共的施設のバリアフリー化の推進を図るため、障がい当事者や建築士の派遣による相談、助言の取組みを実施している。

取組事例

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）カラーバリアフリーアドバイザーの派遣・相談出前窓口 |
|  | 色覚障がい当事者が既存の案内板等の色使いを検証し、改善についての助言、相談の実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）バリアフリーアドバイザー派遣 |
|  | 当事者と一級建築士を既存施設に無料で派遣し、改善方法の提案を実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

### イ　設計関係者・設計主への研修

取組事例では、建築設計者等に向けた研修を行い、バリアフリー、ユニバーサルデザインや計画段階での関係者の参画による公共的施設整備の必要性の理解を図っている。

取組事例

*〇当事者・関係団体等（C）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 |
| 取組内容 | 建築施工者向け研修や情報提供 |
|  | 住まいのバリアフリーに関する相談や相談から施工に導くため、建築施工業者の研修と情報提供を行っている。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  [http://www.machikyo.or.jp](http://www.machikyo.or.jp/) |

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課）・横浜市・川崎市 |
| 取組内容 | （再掲）福祉のまちづくり研修会 |
|  | 建築士及び建築関係業務従事者、施設管理者等を対象に、福祉の街づくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に対する理解を深めることを目的とした研修会を実施している。  本研修会は、日本建築士会の「建築士会継続能力開発（CPD）制度」認定講習会として実施しており、令和２年度には、約90名の参加を得た。 |

### ウ　障がい者など当事者を含む関係者の参加

当事者の参画により、障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点を踏まえることは、施設整備だけでなく様々な取組みの中で進めることが求められる。

県では、障がい者など当事者を派遣し、助言、提案を行っている。今後、施設の利用のしやすさに関する取組み等の事例についても確認したい。

取組事例

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）カラーバリアフリーアドバイザーの派遣・相談出前窓口 |
|  | 色覚障がい当事者が既存の案内板等の色使いを検証し、改善についての助言、相談の実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）バリアフリーアドバイザー派遣 |
|  | 当事者と一級建築士を既存施設に無料で派遣し、改善方法の提案を実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22186.html> |

### エ　先進事例の共有

計画段階での関係者の参画を行い、障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点を踏まえて整備された施設の共有を行う。

県では、条例適合施設の県ホームページでの公表や、計画段階での関係者の参画を行い、障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点を踏まえて整備がされた事例について、表彰を行っている。

取組事例

*〇行政・議会等（E）*

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）適合証交付施設の公表 |
|  | 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に定める整備基準への遵守を求めています。条例の整備基準に適合した場合は、施設所有者等の請求に基づき、適合証を交付し、同意が得られた施設をホームページ上で公表している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22200.html> |

|  |  |
| --- | --- |
| 主体 | 神奈川県（地域福祉課） |
| 取組内容 | （再掲）バリアフリー街づくり賞の実施 |
|  | 障がい者、高齢者をはじめ、誰もが利用しやすいように配慮された建築物等の公共的施設の整備（ハード部門）や、福祉のまちづくりに寄与する活動（ソフト部門）をしている個人又は団体への表彰を実施している。  ・下記のリンクで詳細を確認出来ます。  <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/p22200.html> |



# ３　参考１（**掲載の事例一覧）**

**参考１**



**参考２**

# ４　参考２（県条例や国法令など）

【県の動向等】

## 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

少子高齢化の進行やユニバーサルデザインに関する意識の高まり、バリアフリー法の制定等の社会状況の変化を受け、平成20年にそれまでの「福祉の街づくり条例」を、「みんなのバリアフリー街づくり条例」に改正し、バリアフリー法に基づく法委任規定の新設や、ユニバーサルデザインの趣旨を踏まえて定義や責務、施策の基本方針の見直し等を行った。

具体的には、法委任規定として、特別特定建築物の追加、建築物移動等円滑化基準の付加等を行った。また、ユニバーサルデザインの趣旨を踏まえ、県民の責務として、障がい者等の移動及び施設等の利用を確保するために協力するよう努めること（第５条の２）や、県の施策推進にあたり障がい者等の意見を反映することができるように措置を講ずること（第８条）等を定めた。

条例では障がい者等が安心して生活し、自由に移動し、社会に参加できる「バリアフリーの街づくり」に関し、県や事業者、県民の責務や県の基本方針を定めているほか、公共的施設や、道路、公園等へ整備基準の遵守等を定めており、公共的施設を新築、増改築等する際には事前協議を行うこととしている。

現在、県では、各土木事務所等における事前協議制度の他、建築士等や一般県民等に向けた研修・普及啓発事業、バリアフリーアドバイザー事業、「バリアフリー街づくり推進県民会議」の取組み等により、ハード整備推進及び当事者参加による県民への普及啓発・意識向上に努め、バリアフリーの街づくりを推進している。

## （２）ともに生きる社会かながわ憲章の策定

平成28年、県立障がい者支援施設である津久井やまゆり園で大変痛ましい事件が発生した。県では、このような事件が二度と繰り返されないよう、改めて「ともに生きる社会かながわ」を目指すために、県議会とともに「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定した。内容は、

・「あたたかい心をもってすべての人のいのちを大切にします」

・「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会（共生社会）を実現します」

・「障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します」

・「この憲章の実現に向けて県民総ぐるみで取り組みます」　である。

※　その他、関連施策では、かながわ障がい者計画、かながわ高齢者保健福祉計画、地域福祉支援計画等へのバリアフリー施策の位置づけや、かながわ都市マスタープランにおける歩道・駅舎等のバリアフリー化や安全な移動空間のネットワークづくり等がある。また、かながわＳＤＧｓ取組方針では「ともに生きる社会づくり」を掲げている。

また、関連で、読書バリアフリー法を踏まえた取組みや、合理的配慮の推進、情報アクセシビリティの推進等の各取組も実施されているところ。なお、災害時の要配慮者への対応については、災害対策基本法に基づく事項として市町村が実施しているが、県では地域防災計画を策定し、関連する各課が連携して市町村支援を行っている。

【国の動向等】

## （１）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

平成26年の障害者権利条約批准や、平成28年の障害者差別解消法施行、平成29年のＵＤ2020行動計画等、関連施策が進む中で、東京2020大会を契機として更なるバリアフリー化を推進するため、交通事業者等による取組の推進や、市町村が行う地域のバリアフリー化の促進等を目的として、バリアフリー法についても見直し検討が行われ、社会参画の拡大の推進、地域連携の強化、ハード・ソフト一体となった取組の推進といった観点等を踏まえて、平成30年、令和２年に法改正が行われた。

## （２）障害者の権利に関する条約

国は、平成26年１月に、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等について規定した国際条約である「障害者の権利に関する条約」を批准した。

## （３）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成28年４月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。令和３年５月一部改正）では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、行政機関等や民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障がいのある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うことを求めている。

これらの条約や法律では、障がいは社会に原因（社会的障壁）があり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の考え方が反映されている。

|  |
| --- |
| ※　合理的配慮  障がいのある方から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求める意思の表明があった場合には、負担が重すぎない範囲で対応することを役所や事業者に求めているもので、障害者差別解消法に位置付けられた考え方である。 |

## 

## （４）UD2020行動計画

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向け、様々な障がい者団体等の参画を得て平成29年２月に閣議決定された計画である。

国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組み（心のバリアフリー分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組み（街づくり分野）の２分野からなる。

|  |
| --- |
| ※　「心のバリアフリー」の考え方  　　ユニバーサルデザイン2020行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。  ①　障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。  ②　障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。  ③　自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養いすべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。（内閣官房『ユニバーサルデザイン2020 行動計画』より抜粋） |

* その他、近年の関連動向として、「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」の推進、「読書バリアフリー法」「ＵＤ社会実現法」等の制定や、障がい者の生涯学習の推進に関する取組み、認知症施策大綱の改正等、多くの動きがある。